

学位授与機構ニュース

National Institution for Academic Degrees

第 7 号

平成 8 年 4 月発行



学位授与機構評議員会（3月11日(月)）及び運営委員会（2月19日(月)）の会議風景

目 次

学位授与機構に期待する 評議員会副会長 長 倉 三 郎 …… 2	「生涯学習成果の評価について」 客 員 教 授 岡 本 包 治 …… 11
学位授与機構に寄す 評 議 員 井 内 慶次郎 …… 3	英国滞在雑感 審査研究部助教授 池 マ リ …… 12
◆学位の申請・授与等の状況 ○平成7年度10月期の学位授与状況 …… 4 ○博士の学位授与状況 …… 4 ○認定課程修了者の学士の学位授与状況 …… 4 ○専攻科認定状況 …… 5 ○修得単位の審査基準の策定 …… 6 参考：学位授与及び専攻科認定の状況 …… 7	◆機構の窓 ○会議の開催状況 …… 13 ○委員の交代 …… 14 ○人事異動 …… 14 ○学位授与機構への案内板を設置 …… 15 ○平成8年度4月期申請者の試験日程 …… 16 ○刊行物案内 …… 16
◆審査関係規程及び細則の改正等 …… 9	◆学位授与機構の構想についての提言⑦ ○平成3年2月8日 大学審議会答申 「学位授与機関の創設について」― 抜粋(2-1) ― 学位授与機関の必要性について …… 17
◆《シリーズ》新しい学士への途Q & A “学修成果・試験編” …… 10	
◆すずかけ散策	

学位授与機構に期待する

学位授与機構評議員会副会長 長 倉 三 郎



学位授与機構が発足以来順調に発展し、短大や高専の卒業生をはじめ多くの熱心な学習者に新しい学位取得の道を開いたことは、高等教育の多様化や生涯学習の充実の面からまことに喜ばしいことである。先例のない新しい組織の基盤を固め、多くの国公立大学の先生方の協力を仰ぎながら学位授与機構の運営を円滑に進めてきた田中郁三機構長をはじめ機構のスタッフの皆様方のこれまでの御苦労に対し心から敬意を表したい。また現在の学位授与機構の順調な活動とその意義が大きいことを目の当りにして、この問題を取り上げられた臨時教育審議会の委員の方々、特に高等教育の改革に関する第4部会の部会長として、また学位授与機関創設調査委員会の委員長として推進に力を盡された飯島宗一先生の先見の明に敬服の思いを深くしている。

所期の機能を美事に果している学位授与機構にさらなる期待や希望を述べることは、隴を得て蜀を望む感があるが、この機会に機構の将来に対する期待を述べさせていただくことにする。

独創性豊かな研究者を養成する上で学生や研究者の流動性が重要なことはしばしば指摘されている。しかし全般的にみて、必ずしも十分な成果はえられていない。教官の任期制や学生の流動化を妨げる安定指向の流れは、稲作文化をはじめとするわが国の社会的、文化的伝統に深く根ざしていて、改めることは容易でないと感ずることが多い。学位授与機構はこれまでも高等教育の流動化、多様化に貢献してきたが、今後特に学生の流動化の面で益々大きな役割を果たすことを期待したい。そ

のためには懸案となっている単位累積加算制度の推進は極めて有効であろう。すでにこのニュース第1号で田中機構長も指摘されており、また飯島、戸田両先生もそれぞれ第2号、第3号でふれておられるので説明は省略するが、できるだけ早い時期にこの制度が適切に運用され、わが国の高等教育に新しい流れが生まれることを期待したい。

学位授与機構が専門的な判断に基づいて自律的に学位を授与する機関として機能するためには、専門学識者集団としての国公立大学の先生方の協力が不可欠であり、その点が極めて円滑に進められている現状は心強く喜ばしいことである。ただ学位授与の申請者数が年々増加している傾向や多くの大学の先生方が極めて多忙な現状からみてたとえば大学の現役を退いた名誉教授に審査をお願いするなどの方策を検討することも今後の問題ではないかと思う。

いずれにしても、学位授与機構がこれまでと同様に、授与する学位の質に十分配慮しながら量の拡大に対処され、わが国の高等教育の多様化や流動化さらには生涯学習の発展に益々貢献することを期待したい。

ながくら・さぶろう 大正9年生 理学博士
総合研究大学院大学長、岡崎国立共同研究機構長、分子科学研究所長、日本化学会会長、国際純正応用化学連合会長等を歴任。現在、文化功労者、日本学士院会員、神奈川科学技術アカデミー理事長、東京大学名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授。著書に「有機電子理論」培風館（1966）など多数。

学位授与機構に寄す

学位授与機構評議員 井 内 慶次郎



現在、放送大学教育振興会に関係しているが、振興会では、放送大学の印刷教材の作成領布、放送教材の複製領布等のサービス業務を行っている。放送大学も昭和60年に授業を開始してから十年を経過し、在学生も約6万人、学士号を授与された人も約8,300人となっている。

最近、看護に関する学位を取得する為に、放送大学で勉強している方々の話を耳にするようになったので、学士（看護学）の取得の様子などを、学位授与機構の事務局に照会していろいろ教えていただいた。

機構から、学士（看護学）を授与された方は、平成7年10月期申請の方までで144人。このうち、看護短期大学卒で、機構認定の専攻科で学び、更に放送大学で履修した人54人。看護短期大学卒で、放送大学と他の大学で勉学した人16人。144人中約半数の70人が放送大学で履修された人である。

具体例4件、下記の通り。

学位を取得されるまでの努力は、並々ならぬ大変なものであったろうと推察する。それにしても、放送大学での履修科目名等を見ながら感慨深いものがある。

嘗て、新構想の大学の一つとして、技術科学大学の関係法案が論議された頃、担当の局長として大汗をかいだ。工業高等専門学校と、学部、大学院の関係をより弾力的にできないか、大学の単位の分割授与が制度的に積極的な意味を持ち得ないか、単位の累積加算^{いか}如何等。あれこれと議論もし、国会答弁もしたことを懐しく思い出す。豊橋と長岡の技術科学大学が創設されたのは、昭和51年から、爾来約20年の月日が流れている。大学に関係したことは、新らしく何か構想され、制度化され、それが現実^{いか}に動きはじめ、成果が見えはじめるまでには、ある程度の時間が必要なことをしみじみ思う。

発足以来5年、学位授与機構の着実な充実、発展。機構長はじめ関係各位の御努力に心から敬意を表します。これからいろいろと新しい課題に直面されることと思いますが、どうぞあせらずに必要な時間をかけながら前進されるよう心からお祈りします。

いない・けいじろう 大正13年生

昭和22年文部省、会計課長、大臣官房審議官（初等中等教育局担当）、官房長、大学局長、学術国際局長、事務次官。国立教育会館長、東京国立博物館長等を歴任。現在、放送大学教育振興会会長。

看護短期大学卒＋認定専攻科＋放送大学の例

基礎資格	認定専攻科	放送大学で履修した科目名
A 大学 医療技術短大	群馬大学医療技術短期大学部 専攻科	脳の老化、母子健康科学、子どもの心身機能の発達と障害 他12
B 県立 衛生短大	埼玉県立衛生短期大学専攻科	母子健康科学、成人の健康科学、家族関係論、子どもの心身 機能の発達と障害 他4
C 大学 医療技術短大	産業医科大学医療技術短期大 学専攻科	脳と行動、乳幼児の人格形成と家族関係、高齢者の福祉、産 業と環境・資源 他4
D 女子医科大 看護短大	埼玉県立衛生短期大学専攻科	老年期の健康科学、社会福祉、母子健康科学、老人の心理と 教育、カウンセリング 他14



学位の申請・授与等の状況



○短大・高専卒業者等

478人に学士の学位を授与

—平成7年度10月期申請分—

平成7年度10月期に学士の学位授与申請のあった短期大学、高等専門学校卒業者等539人（うち認定専攻科修了見込みでの申請者403人）について、各専門委員会での修得単位の審査及び学修成果・試験の審査の結果に基づき、平成8年1月24日（水）開催の審査会で審査の結果、478人（うち認定専攻科修了見込みでの授与者364人）に学士の学位が授与されました。

<平成7年度10月期申請者及び授与者数一覧>

専攻分野	専攻の区分	申請者数	授与者数
文 学	国 語 国 文 学	2 人	0 人
	英 語 ・ 英 米 文 学	14 (13)	8
	歴 史 学	1	1
	心 理 学	1	1
教 育 学	教 育 学	9 (5)	9
社 会 学	社 会 学	3 (3)	3
教 養	比 較 文 化	1	1
	地 域 研 究	1	1
	科 学 技 術 研 究	1	0
社 会 科 学	社 会 科 学	1	0
政 治 学	政 治 学	2	1
経 済 学	経 済 学	1	1
商 学	商 学	5 (5)	3
経 営 学	経 営 学	2	2
理 学	数 学 ・ 情 報 系	1	1
	化 学 系	2	2
	生 物 学 系	1	1
看 護 学	看 護 学	47 (12)	34
保 健 学	検 査 技 術 科 学	20	20
	放 射 線 技 術 科 学	18	17
	理 学 療 法 学	11	11
	作 業 療 法 学	7	7
栄 養 学	栄 養 学	7 (7)	4
工 学	機 械 工 学	50 (49)	50
	電 気 電 子 工 学	64 (62)	64
	情 報 工 学	13 (13)	13
	応 用 化 学	26 (25)	25
	生 物 工 学	2 (2)	2
	材 料 工 学	18 (17)	18
	土 木 工 学	15 (13)	14
	建 築 学	7 (7)	6
芸 術 工 学	芸 術 工 学	1	1
家 政 学	家 政 学	4 (3)	0
芸 術 学	音 楽	40 (40)	40
	美 術	141 (130)	117
合 計		539 (406)	478

※（ ）内は認定専攻科修了見込み等による申請者数で内数である。

○14人に博士の学位を授与

—大学院博士課程相当の課程修了者—

平成7年10月に博士の学位授与申請のあった防衛医科大学校医学教育部医学研究科の課程修了者14人について、医学・薬学専門委員会医学部会での論文審査及び試験の結果に基づき、平成8年1月24日（水）開催の審査会で審査の結果、14人全員に博士（医学）の学位の授与が決定され、去る2月2日（金）に学位記授与式が行われました。

<博士（医学）の学位授与申請者及授与者数>

認定課程名	専攻分野	申請者及び授与者数
防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	医 学	14人

○学部相当の課程修了者

934人に学士の学位を授与

—学部相当課程の修了者—

大学の学部に対応する教育を行う課程として認定された課程の平成8年3月修了者934人から、学士の学位授与の申請があり、平成8年3月14日（木）開催の審査会で審査の結果、934人に学士の学位が授与されました。

<認定課程ごとの学士の学位授与申請者

及び授与者数>

認定課程名	専攻分野	申請者及び授与者数
防衛大学校本科	理 学	29人
	工 学	294
	社 会 科 学	70
	計	393
防衛医科大学校医学教育部 医学科	医 学	61
水産大学校本科	水 産 学	175
海上保安大学校本科	海 上 保 安	37
気象大学校大学部	理 学	12
職業能力開発大学校長課程	工 学	256
合 計		934

○新たに35専攻を認定（平成8年度）

－短期大学・高等専門学校専攻科認定業務－

平成7年9月に専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者等から申し出のあった、専攻科の認定について、専攻科の教育課程、教員組織等の審査を付託された各専門委員会で行われた審査

の結果が審査会に報告されました。その報告に基づき、平成8年1月24日(水)開催の審査会で専攻科認定の可否についての審査が行われた結果、次の27校35専攻が平成8年度から認定され、専攻科の設置者等に通知いたしました。また、平成8年4月1日付けの官報（号外第78号）に公示されました。

＜平成8年度認定専攻科一覧＞

短期大学専攻科（22校24専攻）

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者
北海道大学医療技術短期大学部	助産学特別専攻	20人	1年	国
長崎大学医療技術短期大学部	助産学特別専攻	20	1	国
聖霊女子短期大学専攻科	生活文化専攻	10	2	学校法人聖霊学園
	英語専攻	10	2	
国際学院埼玉短期大学専攻科	幼児教育専攻	20	2	学校法人国際学院
青山学院女子短期大学専攻科	国文専攻	40	1	学校法人青山学院
駒澤短期大学専攻科	放射線技術科学専攻	20	1	学校法人駒澤大学
女子美術短期大学専攻科	造形専攻	45	1	学校法人女子美術大学
	服飾専攻	15	1	
聖徳栄養短期大学専攻科	食物栄養専攻	20	1	学校法人オлимпиа学園
武蔵野女子大学短期大学部専攻科	幼児教育専攻	10	1	学校法人武蔵野女子学院
トキワ松学園横浜美術短期大学専攻科	造形美術専攻	45	2	学校法人トキワ松学園
新潟工業短期大学専攻科	生産システム工学専攻	16	2	学校法人新潟科学技術学園
静岡英和女学院短期大学専攻科	英文学専攻	15	1	学校法人静岡英和女学院
名古屋短期大学専攻科	保育専攻	10	2	学校法人桜花学園
成安造形短期大学専攻科	服飾文化専攻	30	2	学校法人京都成安学園
奈良芸術短期大学専攻科	美術専攻	20	2	学校法人聖心学園
鳥取女子短期大学専攻科	日本文化専攻	10	2	学校法人藤田学院
広島文教女子大学短期大学部専攻科	栄養専攻	10	2	学校法人武田学園
純心女子短期大学専攻科	保育専攻	10	1	学校法人純心女子学園
長崎短期大学専攻科	食物栄養専攻	10	2	学校法人九州文化学園
尚絅短期大学専攻科	食物栄養専攻	25	2	学校法人尚絅学園
別府大学短期大学部専攻科	商経専攻	10	1	学校法人佐藤学園
鹿児島女子短期大学専攻科	食物栄養専攻	10	1	学校法人実践学園
計		451		

高等専門学校専攻科（5校11専攻）

専攻科名	専攻名	入学定員	修業年限	設置者
沼津工業高等専門学校専攻科	機械・電気システム工学専攻	8人	2年	国
	制御・情報システム工学専攻	8	2	
	応用物質工学専攻	4	2	
明石工業高等専門学校専攻科	機械・電子システム工学専攻	8	2	国
	建築・都市システム工学専攻	8	2	
阿南工業高等専門学校専攻科	構造設計工学専攻	8	2	国
	電気・制御システム工学専攻	8	2	
北九州工業高等専門学校専攻科	生産工学専攻	8	2	国
	制御工学専攻	8	2	
	化学工学専攻	4	2	
札幌市立高等専門学校専攻科	インダストリアル・デザイン専攻	20	2	札幌市
計		92		

○「薬学」及び「鍼灸学」の 修得単位の審査基準を策定

関係専門委員会（部会）で審議されていた、専攻分野「薬学」の専攻の区分「薬学」及び専攻分野「鍼灸学」の専攻の区分「鍼灸学」の修得単位の審査基準(案)が、平成8年3月14日(木)開催の審査会に報告され、審議の結果、「薬学」及び「鍼灸学」の修得単位の審査基準が策定されました。

「薬学」及び「鍼灸学」の審査基準は下記のとおりです。

なお、審査基準は「新しい学士への途—平成8年度版—」の追補として作成していますので、御希望の方は学位授与機構学務課まで御請求ください。

専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数（62単位以上）		専攻分野の名称
薬学	専門的科目（50単位以上）		薬学
	【A群（講義及び実験・実習科目）】(30単位以上、実験・実習科目6単位以上を含むこと) ○生物系薬学に関する科目 ○有機化学系薬学に関する科目 ○物理化学・分析化学系薬学に関する科目 ○衛生薬学に関する科目	左のA群の区分のうちから3区分以上にわたること	
	【B群（講義及び実験・実習科目）】(20単位以上、実験・実習科目6単位以上を含むこと) ○医療薬学に関する科目 ○社会薬学に関する科目	左のB群の2区分にわたること	
	専門関連科目（4単位以上）		
	◇薬学の基礎となる科目 ◇薬学の周辺技術等に関する科目 ◇健康科学に関する科目		
鍼灸学	専門的科目（40単位以上）		鍼灸学
	【A群】(36単位以上) ○経絡経穴学に関する科目 ○鍼灸の理論に関する科目 ○東洋医学に関する概論的な科目 ○鍼灸基礎実習に関する科目 ○鍼灸臨床実習に関する科目 ○基礎・臨床医学に関する科目	左のA群の6区分にわたること	
	【B群】 ○社会福祉・リハビリテーションに関する科目 ○医用工学に関する科目 ○健康科学・スポーツ科学に関する科目 ○心理学に関する科目		
	専門関連科目（4単位以上）		
	◇文化人類学に関する科目 ◇東洋思想に関する科目 ◇情報科学に関する科目		

注）専攻の区分「鍼灸学」では、学士の学位授与申請に必要な「学修成果（レポート）」のテーマは、専門的科目のA群に属する科目を基礎として設定することとなります。

[参 考]

学位授与のこれまでの状況

1. 短期大学・高等専門学校卒業者等が大学等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与（学位規則第6条第1項）関係

（平成4年10月期～平成7年10月期申請分）

専攻分野	専攻の区分	授与者数
文 学	国 語 国 文 学	5 人
	英 語 ・ 英 米 文 学	14
	仏 語 ・ 仏 文 学	1
	歴 史 学	3
	心 理 学	2
教 育 学	教 育 学	18
社 会 学	社 会 学	3
	社 会 福 祉 学	3
教 養	比 較 文 化	1
	地 域 研 究	1
	科 学 技 術 研 究	1
学 芸	地 域 研 究	1
法 学	法 学	6
政 治 学	政 治 学	1
経 済 学	経 済 学	4
商 学	商 学	11
経 営 学	経 営 学	4
理 学	数 学 ・ 情 報 系	4
	化 学 系	3
	生 物 学 系	3
看 護 学	看 護 学	144
保 健 衛 生 学	検 査 技 術 科 学	41
	放 射 線 技 術 科 学	27
	理 学 療 法 学	34
	作 業 療 法 学	36
栄 養 学	栄 養 学	11
工 学	機 械 工 学	98
	電 気 電 子 工 学	115
	情 報 工 学	28
	応 用 化 学	61
	生 物 工 学	2
	材 料 工 学	41
	土 木 工 学	16
	建 築 学	8
芸 術 工 学	芸 術 工 学	1
家 政 学	家 政 学	2
芸 術 学	音 楽	90
	美 術	228
合 計		1,072

2. 学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与（学位規則第6条第2項）関係

(1) 学士の学位授与

（大学の学部に対応する教育を行う課程）

（平成3年度～平成7年度）

認定課程名	専攻分野	授与者数
防衛大学校本科	理 学	112 人
	工 学	1,474
	社会科学	257
	計	1,843
防衛医科大学校 医学教育部医学科	医 学	327
水産大学校本科	水 産 学	862
海上保安大学校本科	海 上 保 安	202
気象大学校大学部	理 学	68
職業能力開発大学校 長期課程	工 学	1,078
合 計		4,380

(2) 修士の学位授与

（大学院の修士課程に対応する教育を行う課程）

（平成4年度～平成7年度）

認定課程名	専攻分野	授与者数
防衛大学校理工学研究科	理 学	14 人
	工 学	249
	計	263
職業能力開発大学校 研究課程	工 学	69
合 計		332

※ 上記課程のほか水産大学校水産学研究科（平成6年6月23日認定）がある。

(3) 博士の学位授与

（大学院の博士課程に対応する教育を行う課程）

（平成3年度～平成7年度）

認定課程名	専攻分野	授与者数
防衛医科大学校 医学教育部医学研究科	医 学	64 人

短期大学及び高等専門学校専攻科の認定の状況

平成 8 年 4 月現在

区 分		年 度 別 認 定 専 攻 数					平成 8 年度 現在認定 専攻数	入学定員
		平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度		
短 期 大 学 専 攻 科	文 学	4 ^{専攻} (1)	8 ^{専攻} (1)	3 ^{専攻} (1)	8 ^{専攻} (6)	3 ^{専攻} (1)	23 ^{専攻} (10)	415(160) ^人
	教 育 学	1	5	8(2)	2(1)	4(2)	17(5)	330(145)
	社 会 学	3	2(1)	1	1		7(1)	200(20)
	教 養		2	1	1(1)	1(1)	5(2)	105(20)
	経 済 ・ 商 学		1(1)		2(1)	1	4(2)	56(26)
	看 護 学	8	9	2	1	2	22	490
	保 健 衛 生 学				1	1	2	40
	家政学・栄養学	2	8(2)	4	7(4)	8(5)	27(11)	365(175)
	工 学				1(1)	1(1)	2(2)	36(36)
	農 学		1				1	15
	芸 術 学	10(8)	4(1)	1(1)	1	3(2)	19(12)	430(285)
	体 育 学				1(1)		1(1)	20(20)
	そ の 他	1			2(2)		2(2)	19(19)
	計	20校 29(9)	29校 40(6)	15校 20(4)	21校 28(17)	22校 24(12)	83校132(48)	2,521(906)
高等専門学校専攻科	工 学	2校 5(5)	4校 8(8)	3校 8(8)	3校 7(7)	5校 11(11)	17校 39(39)	308(308)
合 計		22校 34(14)	33校 48(14)	18校 28(12)	24校 35(24)	27校 35(23)	100校171(87)	2,829(1,214)

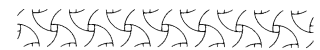
※ 1 () 内は、2 年制の専攻数で内数である。

※ 2 「短期大学専攻科計」及び「合計」欄の学校数については、実数を記載した。(年度別認定専攻数の学校数の和と平成 8 年度現在認定専攻数の学校数が一致しないのは、同一の学校が他の専攻の認定を受けたことによる。)

※ 3 「平成 8 年度現在認定専攻数」と年度別認定専攻数の和が一致しないのは、専攻科を廃止したこと及び修業年限 1 年の専攻を廃止して修業年限 2 年の専攻科を設置し新たに認定を受けたことによる。(「計」及び「合計」の欄も同じ。)



審査関係規程及び細則の改正等



○学位授与の審査等に係る規程の改正及び細則を制定

「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」等の学位授与の審査等に係る規程が一部改正され、平成8年1月17日から施行されるとともに、同日付けで関係細則等が制定されました。

改正された規程の主な内容及び制定された細則等は、下記のとおりです。

なお、これら規程の改正及び細則の制定については、各国公立短期大学長・高等専門学校長又は各省庁大学校長等の関係機関へ通知いたしました。

記

1 規程の改正

- (1) 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程
 - ・ 学位授与申請受付期間を機構が別に定める期間に改正
 - ・ 学位授与の審査処理期間の明示、学位授与の取消しにおける聴聞手続き条項を整備（規程を制定）
- (2) 学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程
 - ・ 学位授与の取消しにおける聴聞手続き条項を整備（規程を制定）
- (3) 学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程
 - ・ 課程認定申出書及び添付する書類の提出部数に関する条項の整備（細則を制定）
 - ・ 認定課程の再審査を実施するときは、その理由を示した上、書類の提出を求めることの明示等
 - ・ 教育の実施状況等の審査実施期間を原則として5年ごととし、審査実施年度の5月31日までに書類を提出することの明示等（細則を制定）
 - ・ 認定課程に係る「前学年度における専任

教員の異動」についての機構長への通知の廃止等

- (4) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程
 - ・ 専攻科認定申出書に添付する書類を一部軽減し3様式とするとともに、提出部数に関する条項を整備（細則を制定）
 - ・ 専攻科の認定申出に対する認定の可否の通知期限を認定を受けようとする年度の前年度の3月31日までと明示したこと等
 - ・ 認定専攻科の再審査を実施するときは、その理由を示した上、変更しようとする年度の前年度の11月15日までに書類の提出を求めることの明示等
 - ・ 認定専攻科に係る「当該学年度の開設授業科目及びその概要並びに担当教員の氏名」を記載した書類の機構長への届け出の廃止
 - ・ 教育の実施状況等の審査実施期間は原則として5年ごととし、審査実施年度の5月31日までに書類を届け出ることの明示等（細則を制定）
 - ・ 専攻科の認定の取消しを行う場合には、認定専攻科の設置者に対し聴聞を実施することを規定（規程を制定）

2 規程の制定

学位授与機構聴聞手続規程

- ・ 学位授与の取消し及び専攻科の認定取消しにおける聴聞手続規程を整備

3 細則の制定

- (1) 専攻科認定申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則
- (2) 大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定の申出に係る書類の様式及び提出部数に関する細則
- (3) 認定を受けた専攻科における教育の実施状況等の審査に関する細則
- (4) 認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査に関する細則

シリーズ 「新しい学士への途」 Q & A No.4

シリーズ4回目の今回は「学修成果・試験編」です。

学士の学位授与申請に必要な学修成果（レポート等）とそれに係る審査・試験についてのQ & Aです。

Q 1 学修成果として提出するレポートのテーマはどのように決めたらよいのでしょうか？

A レポートは、申請者がこれまでの学修により、専攻に係る学力が学士の水準にあることを示してもらうために提出していただくものです。

このことからレポートのテーマは、申請者が学修した専攻に係るものである必要があり、機構では、申請者がすでに単位を修得した専門的科目を基礎として自ら設定することとしています。（専門的科目については「新しい学士への途―平成8年度版―」8ページ参照。）

申請者は、学修した専門的科目にあたる科目の学習の中から自らの判断でレポートのテーマを設定してください。

「学修成果・試験の審査」では、レポートのテーマ設定が専攻に係るものとして適切であるかについても審査の対象となります。

Q 2 専攻の区分「美術」で絵画を学修成果としたいのですが、サイズ、作品数等に制限はあるのですか？

A 専攻の区分「美術」では、レポート以外の学修成果として絵画等の完成作品の写真を提出する場合、作品自体のサイズに制限はありません。ただし、提出する写真はハツ切サイズでなければなりません。作品数については複数の作品を学修成果とすることができますが、提出する写真は5枚以内を1セットとして5セット提出することとなりますので、5作品が限度となります。

なお、学位授与の申請前1年以内に作成された作品に限られます。

また、専攻の区分「美術」で絵画等の作品を提出した場合にあたっては、面接による試験がおこなわれます。その際には作品の現物（作品の現物が持参に適さない形状である場合は、それに代わる作品の現物）、ポートフォリオ及び制作ノートを必ず持参することを忘れないでください。

Q 3 試験は、小論文試験、面接試験の両方を受けなければならないのですか？

A 小論文試験と面接試験の両方を受けることはありません。

試験は、レポートを提出した方は必ず小論文試験を受けることとなります。また、専攻分野「芸術学」でレポート以外の学修成果（申請者の楽器演奏等のビデオ、絵画等の作品の写真等）を提出した者については、面接試験を受けることとなります。

Q 4 小論文試験の出題範囲は、学修成果に関連した事項だけなのでしょうか？

A 小論文試験は、提出された学修成果（レポート）が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準を有しているかをみるために行われるものです。

したがって、提出された学修成果にそって出題されますが、それだけに限定されるものではありません。

Q 5 小論文試験の試験場は東京都内と大阪府内の2か所となっていますが、申請者の居住地で決まるのでしょうか？

A 小論文試験の試験場は申請者の希望により決定しています。申請者は、学位授与申請書の所定の欄に、居住地にとらわれることなく受験を希望する地区（「東京」あるいは「大阪」）を記入してください。

なお、申請後の試験場の変更は認められませんので注意してください。

また、面接試験は東京地区のみとなります。

「生涯学習成果の評価について」

学位授与機構客員教授 岡 本 包 治

「大学生でなくても大学の単位がもらえるって、ほんとうですか？」という質問を受けることが多くなって来た。いまわが国の各市町村で開かれている「生涯学習振興大会」などの会場でのことである。科目等履修生制度などという専門用語は全くご存知でない人たちからの問いかけなのである。

いうまでもない、この種の質問は単なる質問ではない。「できることなら自分も大学の単位を取得してみたいものだ」という強い願いをこめた発言に他ならない。しかも、この種の発言者には、若者以上に中高年者が多いことも見逃せない事実なのである。幾十年もの人生の中で、これまでは夢でしかなかった「大学で学ぶ」ということ、「大学の学位が自分のものになる」ということが、いま、そしてこれからは現実のものになるという喜びでもあると言ってよい。

もはや珍しいことではなくなったが各都道府県教育委員会が担入り役となって「生涯大学システム」が次々と構築されつつある。都道府県の設定する各種の講座・学級など、さらに各市町村が開設しているさまざまな学習機会などを活用して住民たちが自分の好みや必要性によって主体的・体系的に履修し、自らの生活や職業に役立てるように装置した学習システムのことである。

このシステムづくりに全国の国公私立の大学、短大、専門学校など高等教育機関が協力し、それぞれの教育機能を住民の生涯学習活動のために開放しているという例も多くなって来たのである。ここでも科目等履修生の制度が機能しうること言うまでもない。いや、すでにいくつかの大学で同制度を機能させている。

一方、看護職団体をはじめ各種の職能集団においても、その構成員を対象とする計画的な各種の研修機会が拡充され多様化して来た。それらの中には高度な専門性を持つもの、体系的でシステム化されたものも数多く輩出されるようになって来たようである。また国内の各企業においても企業内研修が上記の職能集団研修と同様の傾向を持つ

ようになったとも言われている。わが国の企業をめぐる環境の変化、企業人の専門職的能力化への対応の必要性が、その原因でもある。

生涯学習社会が理念の次元から離陸し、その定着をはかるためのシステムや法的制度的措置の構築が急速に行なわれ、さらにその拡充が進められつつあるのは喜ばしいことであるが、さらに次の段階における諸制度の導入について慎重な検討が求められているように思われる。現状では「今後の検討課題」とされている「単位累積加算制度」による学士等の学位授与システムのことに他ならない。大学への通学によって取得する単位に加えて、大学との連携によって科目等履修生制度を活用した職能集団研修、企業内研修などの学習成果の評価。また同制度を活用した生涯大学システムにおける学習成果の評価などをはじめとする単位の累積加算をめぐる検討のことである。

おかもと・かねじ 昭和3年生

東洋大学教授、立教大学教授を歴任。現在、川村学園女子大学教授、立教大学名誉教授、学位授与機構運営委員

専門：社会教育、生涯教育

「英国滞在雑感」

学位授与機構審査研究部助教授
池　　マ　　リ

昨秋、英国の単位累積互換制度の調査で、ロンドンに2ヶ月間滞在した。1990年秋から2年間、大学街ケンブリッジに留学した経験はあったものの、ロンドンでの生活は初めてである。物珍しいこともあって、市街南西部高級住宅街のチェルシーからロンドン大学教育研究所のある市街北東部までを、毎日徒歩で通った。また、英国の専門家との議論や、現状調査のための大学や政府等関連機関の訪問にも時間を費やした。

この2ヶ月間で、私の抱いていた英国の大学のイメージや、英国社会に対する見方はすっかり変わってしまった。ケンブリッジを中心としたかつての経験は、実感レベルでも相対化された。これは、個人的には衝撃的なことであった。

英国が今でも伝統的な階級社会であり、その基礎は「オックスブリッジ」であることは認識していた。特に、1992年当時、英国の親しい友人とロンドン東部のドックランド周辺（サッチャー政権下の経済開発計画の失敗で当時はゴースタウン化していた）と、イースト・エンド地域（産業革命期以来のロンドンの貧民街の一つであり、治安もすこぶる悪い地域とされる）を一日中歩き回った時に得た強烈な印象や、テムズ河南部のブリクストン近辺（戦後のカリブ海からの黒人移民労働者が多く定住し、生活水準や治安状況はかなり悪いとされる）の雰囲気にはショックを受けた。これが英国の現実。ケンブリッジはなんと例外的な楽園世界であることか！

しかし、まさに今、こうした現実への危機感こそが教育改革の原動力である。経済停滞からの脱却と、国際競争力の高い熟練労働者ないし専門技能者の養成に対する社会的要請は高い。そして、ポリテクニクを大学に格上げしてやっと20%に達したという、先進国中では顕著に低い高等教育の普及程度の向上が、大きな課題とされる。単位累積互換制度（実質的には単位制度の導入）は、その一つの有効な手段だという。こうして、伝統的に社会的エリートの養成所であった大学は大きな変容を迫られている。同時に階級を基本原理とする英国社会のあり方自体も動揺している。

英国の成人・継続教育の一つの潮流は、高等教育を受ける機会の殆どない単純労働者の教育を主

眼とするものであった。故に、「オックスブリッジ」や今世紀初頭に産業都市（リーズやマンチェスター等）にできた「赤煉瓦大学」で盛んに行われてきたが、それは「優等学位」を目指す本流の教育とは完全に別物とされた。これは、例えば、ケンブリッジ大学の継続教育学部が、本流教育を担う大学本部やカレッジ群のある市街から、タクシーで20分近くも離れた村にひっそり「隔離」されているという現実、端的に現れている。大体、本流教育を受けている学生（1990-92年当時の私も含めて）の殆どは、こうした学部が存在すら全く知らない！

大学の社会的意義の再構成を伴う改革への動きは、伝統的な大学文化の崩壊を懸念する旧大学側と大規模な衝突を繰り返している。「金は出すが介入はせず」という政府と大学側との伝統的な関係に対して、納税者である市民の側からの疑念も高まりつつある。他方で、大学数の激増と若年人口の減少を背景に、大学間の生存競争も激しい。教育予算の削減の中、いかにして大学財政を賄っていくか。そして、学問的水準では世界的に定評のある英国の大学の凋落を、いかにして防ぐか。職業教育上の要請をどうするか。まさに今、英国の改革は混沌状態にある。

所詮は他国のことである。高等教育に関する歴史、社会、経済及び政治的事情は、我が国とは根本的に異なる。しかし、西暦2000年を目前にして将来の日本社会のあり方を考えたとき、事実上莫大な税金に依拠しつつ、教育と研究とを担う一つの社会制度としての大学のもつ含意は、実は我々が考えているよりも遥かに大きいのでないか。教育政策は、相対的に結果がすぐには現れないからこそ、マクロとミクロの双方の視点からの綿密かつ長期的なビジョンが不可欠である。現在、英国の政治家、経済界、職業団体、研究・教育者、学生及び市民を巻き込んで活発化している「開かれた」教育政策論議を耳にしながら、そんな思いをますます強くしたのであった。

いけ・まり　昭和38年生

東京大学法学部助手を経て、平成6年4月から現職。　専門：国際法学、高等教育

機 構 の 窓

○会議の開催状況

□評議員会

第10回 平成8年3月11日(月)

・主な議事項目

- (1) 機構長の人事について
- (2) 事業の実施状況について
- (3) その他

□運営委員会

第17回 平成8年2月19日(月)

・主な議事項目

- (1) 機構長の人事について
- (2) 審査研究部長について
- (3) 客員教授について
- (4) 審査委員について
- (5) 専門委員について
- (6) 事業の実施状況について
- (7) その他

□審査会

第28回 平成8年1月24日(水)

・主な議事項目

- (1) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の可否について
- (2) 学士の学位授与に係る審査について
- (3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について
- (4) その他

第29回 平成8年3月14日(木)

・主な議事項目

- (1) 学士の学位授与に係る修得単位の審査基準について
- (2) 認定課程修了予定者に係る学士の学位授与の審査について
- (3) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の申請予定について
- (4) 学位授与機構審査研究部調査研究協力者要項について
- (5) その他

□専門委員会

1. 平成7年度10月期の短期大学・高等専門学校卒業等からの学士の学位授与申請、認定課程修了者からの博士の学位授与申請及び短期大学・高等専門学校専攻科の平成8年度認定の申出等を受けて、審査会の付託により、関係の専門委員会・部会を昨年11月～1月にかけて開催し、学士については、申請者の修得単位、学修成果及び試験の審査、博士については、論文及び口頭試問の審査、専攻科の認定については、専攻科の教育課程、教員組織等の審査を実施しました。

・開催した専門委員会・部会

文学・神学専門委員会

(国語国文学部会) 2回

(英語・英米文学部会) 2回

(歴史学部会) 2回

(心理学部会) 2回

教育学専門委員会 2回

社会学専門委員会

(社会学部会) 2回

教養・学芸専門委員会 2回

法学・政治学専門委員会 2回

経済学・商学・経営学専門委員会 2回

理学専門委員会

(数学・情報系部会) 2回

(化学系部会) 2回

(生物学系部会) 1回

医学・薬学専門委員会

(医学部会) 10回

(薬学部会) 2回

看護学・保健衛生学・鍼灸学

専門委員会

(看護学部会) 2回

(検査技術科学部会) 2回

(放射線技術科学部会) 2回

(理学・作業療法学部会) 1回

(鍼灸学部会) 2回

家政学・栄養学専門委員会

(家政学部会) 2回

(栄養学部会) 2回

工学・芸術工学専門委員会

(機械工学部会) 2回

(電気電子工学部会)	2回
(情報工学部会)	2回
(応用化学部会)	2回
(材料工学部会)	2回
(土木工学部会)	2回
(建築学部会)	2回
(造形工学・芸術工学部会)	2回
芸術学専門委員会	
(音楽部会)	2回
(美術部会)	2回

高 萩 保 治	日本大学教授
田 丸 徳 善	大正大学教授
当 麻 喜 弘	東京電機大学教授
西 尾 勝	東京大学教授
矢 崎 義 雄	東京大学教授
吉 武 香代子	東京慈恵会医科大学教授
和 栗 雄太郎	福岡大学教授
黒 羽 亮 一	学位授与機構教授
齋 藤 安 俊	学位授与機構教授
平 則 夫	学位授与機構教授

2. また、平成8年4月期の短期大学・高等専門学校卒業者等からの学士の学位授与申請、認定課程修了者からの修士の学位授与申請等を受けて、審査会の付託により、関係の専門委員会・部会を5月以降開催する予定です。

○委員の交代

□運営委員

鎌田 武信 大阪大学教授が平成8年3月31日付で辞任されました。運営委員及び審査委員等として、学位授与機構審査業務等に御協力をいただきました。

・辞 任

平成8年3月31日付

鎌 田 武 信 大阪大学教授

□審査委員

学位授与の審査並びに大学以外の教育施設に置かれる課程の認定及び短期大学・高等専門学校専攻科の認定の審査を行う審査会の審査委員16人全員の任期満了に伴い、引き続き審査委員に就任されました。

なお、任期は、平成8年4月1日から平成9年3月31日までとなっています。

・就 任

平成8年4月1日付

(再 任)

荒 川 信 彦 お茶の水女子大学教授
井 上 祥 平 東京理科大学教授
岩 井 保 近畿大学教授
小 野 旭 一橋大学教授
小 林 功 群馬大学教授
鈴 木 増 雄 東京大学教授

□専門委員

昨年度は330人の方に専門委員及び臨時専門委員として学位授与の審査業務に御協力を頂き、有り難うございました。

平成8年度についても、専門委員として、17の専門委員会に全国の国公立大学の教員266人の方に、機構長からそれぞれ委嘱が行われ、学位授与の審査等を担当していただくことになりました。

また、学位授与等の審査業務の状況による、臨時専門委員を委嘱する予定です。

○人事異動

(機構長)

・任用更新

平成8年4月1日付

田中 郁三 機構長

平成8. 4. 1～9. 3. 31

(研究教育職員)

・併 任

<審査研究部長>

平 則夫 審査研究部教授

平成8. 4. 1～9. 3. 31

<客員教授>

井上 祥平 東京理科大学教授

平成8. 4. 1～9. 3. 31

岡本 包治 川村学園大学教授

平成8. 4. 1～9. 3. 31

田村 茂 中央大学教授

平成8. 4. 1～9. 3. 31

山崎美貴子 明治学院大学教授

平成8. 4. 1～9. 3. 31

(事務職員)

・転入

平成8年4月1日付

総務課長

総務課課長補佐

総務課企画係長

学務課学務第二係長

学務課学習支援係長

学務課認定審査係

徳永 富士夫

(和歌山大学庶務課長)

野本 准一

(東京工業大学総合理工学研究科等経理課専門職員)

熊木 洋

(横浜国立大学教育学部教務第一係学務主任)

大西 真一

(文部省高等教育局大学課教育大学室附属学校係主任)

飯島 正司

(東京工業大学理学部事務部経理係主任)

樋口 壮央

(文部省高等教育局大学課)

・転出

平成8年4月1日付

文部省高等教育局私学部学校法人調査課課長補佐

東京工業大学経理部情報処理課課長補佐

総合研究大学院大学総務課人事係長

文部省高等教育局私学部私学行政課専門職員

文部省大臣官房会計課第一予算班一般会計第一係

石川 健二

(総務課長)

鈴木 清人

(総務課課長補佐)

唐沢 節

(総務課企画係長)

室 溪 浩

(学務課学務第二係長)

田上 雄一郎

(学務課学務第一係)

・配置換

平成8年4月1日付

学務課認定審査係長

学務課学務第一係

高柳 圭悟

(学務課学習支援係長)

久保田 隆

(総務課企画係)

○学位授与機構への案内板を設置

東京工業大学長津田キャンパス内に、学位授与機構が設置されていますが、本機構へ来訪する方々のために、東京工業大学の了解を得て平成7年10月より、機構の設置を示す案内板(写真)をキャンパスの2か所に設置しました。



○平成8年度4月期申請者の試験日程について

<試験日程>

試験の区分	試験場	試験日
小論文試験 (面接試験対象者を除く。)	東京都内	平成8年6月16日(日)
	大阪府内	
面接試験 (専攻分野「芸術学」でレポート 以外の学修成果を提出した者のみ)	東京都内	

○刊行物案内

学位授与機構では、学士の学位授与の制度及び申請方法等について説明した冊子等を発行しています。御希望の方は、①希望する冊子名を記入したメモ②返信用封筒（A4版の入るもの。）及び切手（封筒に貼ること。）を同封のうえ、

〒226 横浜市緑区長津田町4259 学位授与機構学務課 まで請求すること。

冊子等の名称	主 な 内 容	1冊の重さ	郵送料
リーフレット	学士の学位授与制度を簡略に説明	約 25 g	90円
新しい学士への途	学士の学位授与制度の詳細を説明	約200 g	270円
学位授与申請書類等	申請に必要な書類等一式	約120 g	270円
科目等履修生制度の開設大学一覧	実施学部、出願期間、授業料等	約430 g	390円
学位授与機構認定短期大学・ 高等専門学校専攻科一覧	開設授業科目、学生募集の概要、授業料等	約180 g	270円

◆学位授与機構の構想についての提言⑦

○学位授与機関の創設について

— 抜粋 — (2-1)

平成3年2月8日
大学審議会答申

はじめに

本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。

このうち学位授与機関の問題については、大学教育部会（昭和63年9月設置）及び大学院部会（昭和63年3月設置）において、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等の観点から調査研究を行ってきた。この場合、現行制度においては、大学卒業生の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位に位置付けることを前提に検討を行った。また、2度にわたって両部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを行うなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。

本審議会は、その結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、学位授与機関の創設について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。

1. 学位授与機関の必要性

① 今日、生涯を通じての学習活動への関心・意欲はますます高度化、多様化してきており、また、急激な社会の変化と進展に対応し、たえず新たな知識、技術を修得できるような教育システムの形成が求められている。

このような社会的な要請に応えるためには、大学が、科目登録制（特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）やコース登録制（コースとして設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度）などいわゆるパートタイムでの学習機会の提供や、大学以外の高等教育段階の学習の成果を大学の単位として認定すること、さらには、これらの多様な学習の成果の累積による学士の学位の授与を行い得るような、制度の弾力化を図る必要がある。

② しかしながら、大学は、当該大学に在籍する学生に対する教育を行い、その成果を評価して学士の学位を授与するものであるから、現に大学に在籍していない者を含めて、個々の大学をこえた複数の大学における学習の成果や、大学以外の高等教育段階における多様な学習の成果を適切に評価し、これに学士の学位を授与し得るようになるためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは自ずから限界がある。

③ 一方、学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものとされている。この考え方は、国際的にも原則として定着しており、かつ、我が国の学位の国際的通用性を考えると、大学による学位授与という原則は、基本的に維持する必要がある。

④ したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、様々な履修形態による多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、高等教育修了の証明としての学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、国公立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関として、学位授与機関を創設する必要がある。

⑤ また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも、大学・大学院と同等の水準の教育研究を組織的・体系的に行っている教育施設がある。

これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者については、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようにすることが要請されている。

⑥ しかしながら、これらの教育施設は、大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであるから、これらを学位授与権を有する大学として認可することはできない。また、これらの大学以外の教育施設に学位授与権を認めることは、大学による学位授与という原則に照らして適当ではない。

したがって、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請に応じていく上でも、学位授与機関の創設が必要である。

編集後記

◇ 春爛漫のすずかけ台から、「学位授与機構ニュース」第7号をお届けします。本機構は発足後、間もなく5年を経過することになり、節目として大事な年度を迎えました。

本年度もよろしくお願いいたします。

◇ 巻頭言には、評議員会副会長の長倉三郎先生と評議員の井内慶次郎先生より玉稿を拝受いたしました。両先生はともに大学審議会委員として、平成3年2月の重要な答申に参画され、学位授与機構の創設に御尽力下さいました。長倉先生は本機構の立場と役割を明快に示され、また、井内先生は放送大学との係わりから本機構の成果を紹介されました。ともに本機構に対して大きな期待を寄せられ、励ましのお言葉を賜りました。厚く御礼申しあげます。

◇ “すずかけ散策”に御執筆下さいました岡本包治先生には、機構発足当時より運営委員、さらに平成5年度からは客員教授として多大の御協力をいただいております。生涯学習と大学の単位を結ぶ科目等履修生の制度は、本機構と不可分の関係にあるとも言えますから、先生の簡にして要を得た御教示は大変貴重なものです。

◇ シリーズ「新しい学士への途Q & A」では、学修成果と試験を取り上げました。今回の内容に限らず、疑問の点は遠慮なく機構に問い合わせることをお薦めします。

◇ 田中郁三機構長の再任のほか、4月の人事異動につきましては、“機構の窓”をご覧ください。新たに着任された職員の方々に、大きな期待を寄せています。
(Y. S.)

学位授与機構教職員

平成8年4月1日現在

機 構 長 田 中 郁 三

審査研究部

審査研究部長・教授	平 則 夫	客 員 教 授	井 上 祥 平
教 授	黒 羽 亮 一	客 員 教 授	岡 本 包 治
教 授	齋 藤 安 俊	客 員 教 授	田 村 美 貴
教 授	館 々 昭 子	客 員 教 授	山 崎 美 貴
助 教	池 マ リ		
助 手	森 利 枝		

管 理 部

管 理 部 長	鈴 木 洪 一	学 務 課 課 長 補 佐	高 木 得 二
総 務 課 長	徳 永 富 士 夫	学 務 第 一 係 長	松 本 仁 一
総 務 課 長 補 佐	野 本 准 一		久 保 田 隆 子
庶 務 係 長	高 瀬 正 明	学 務 第 二 係 長	山 本 作 真 一
	川 村 俊 篤 子		大 西 槁 是 光
	櫻 井 弘 美 洋 仁	認 定 審 査 係 長	高 古 澤 柳 圭 悟
企 画 係 長	兼 坂 木 茂 幸 貴 宏	学 習 支 援 係 長	樋 口 島 正 司
会 計 係 長	熊 和 永 本 藤		飯 島 正 享
	須 木 後		小山 田 享
学 務 課 長			

編 集 学位授与機構広報委員会
〒226 神奈川県横浜市緑区
長津田町4259番地
☎ 045-922-6441
F a x 045-923-0258
印 刷 鮮明堂印刷株式会社
〒141 東京都品川区豊町1-7-3
☎ 03-3492-3641